

人吉市農業委員会定例総会
(第7回)

令和4年7月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年7月25日

人吉市役所 2階 201会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 35 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 36 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 37 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 38 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について
日程第 5 議第 39 号 空き家に付属した農地の解除について
日程第 6 議第 40 号 非農地証明願について
日程第 7 議第 41 号 許可の取消願について
日程第 8 議第 42 号 非農地判断の取り消しについて

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博

同	16番	有瀬英憲
同	18番	渕上澄雄
同	19番	元田和弘
同	20番	北村和人
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	東 照
同	24番	東 悟
同	25番	原口政廣

○欠席した委員

最適化推進委員 17番 簗田秀彦

議事録署名農業委員 8番 堤 千鶴子

議事録署名推進委員 14番 山本雄二

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前村洋宣
係	長	豊永英紀
主	任	渕田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会：9時30分

- （議長）おはようございます。本日の会議は、17番委員から欠席届が出ておりますが、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和4年第7回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に8番委員、14番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第35号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第35号 朗読

○（議長） 1 番について 8 番委員の調査報告をお願いします。

○（8 番委員）おはようございます。農地法第 3 条の許可申請に対する 1 番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田と畑です。農振区分は田が農用内、畑が農用外です。面積は田が 2 筆合計の 5, 1 0 9 m²、畑が 4 筆合計の 3, 3 8 5 m²、合計の 8, 4 9 4 m²となっております。権利種別は 3 条の無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。備考としてお二方は親子関係で、生前贈与となります。現在は、譲受人が田畑を管理されており、きれいにされておりました。調査書をご覧ください。調査書の 1 番、4 番、5 番、7 番に該当しないと判断いたしましたので、ご審議の方お願い致します。

○（議長）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。2 番について 7 番委員の調査報告をお願いします。

○（7 番委員）おはようございます。議第 3 5 号、農地法第 3 条の 2 番についてご報告いたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外となっております。面積は 3 筆合計の 2, 2 3 2 m²となっております。3 条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請地は道も良く、3 枚続きの田んぼではありますが、耕作されておりませんでしたので、譲受人が農業経営を拡大するということで申請が上がっております。水稻を栽培されます。調査書をご覧ください。調査書の 1 番、4 番、5 番、7 番は該当しないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）おはようございます。農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。農振区分は農用内、面積は2,737㎡でございます。権利種別としまして3条の無償移転、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請事由として譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲渡人はご覧のとおり市外に居られまして、高齢でもあります。また、譲受人は長年にわたり小作契約をしておられ、親戚関係にもなりますので、無償移転ということで申請に至っております。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないということでございます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

日程第2・議第36号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第36号 朗読

○（議長）1番について2番委員の調査報告をお願いします。

○（2番委員）おはようございます。議第36号、農地法第4条第1項の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、現況と

しまして通路、農振区分は農用外、面積は116㎡でございます。申請人は記載のとおりで転用目的は通路でございます。備考としまして、第2種農地でございます。ここは既転用でございますので、始末書が提出されております。土地の選定理由としまして、息子家族と一緒に申請地奥の宅地に自己所有の建物に住んでおられます。この度、息子が自宅を建て替えるにあたり、申請地を進入路として利用するため、選定したということでございます。事業の目的及び必要性については、先ほど申しましたが、既転用でございます。昭和56年自宅増築の際より、申請地を進入路として利用しておられ、自己所有の自宅隣接の農地であったため、転用申請が必要とも知らず、長年にわたり使用していたということでございます。今回、自宅を建て替える計画を進めていく中で、申請地が農地であるため転用申請が必要だったことを知り、今回、不法転用ではありますが、先ほど申しましたとおり始末書が付いております。始末書の内容としましてはいろいろと書いてありますが、「農地転用を申請するにあたり、農地転用許可を取得することなく無断転用にて土地を使用していることをお詫び申し上げます」ということでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第2種農地。農地の区分と転用目的、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるため、問題なくやむを得ない。一般基準としまして1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地条件及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。2番について4番委員の調査報告をお願いします。

○（4番委員）おはようございます。農地法第4条の2番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用外となっております。面積は213㎡のうち30㎡となっております。申請人は記載のとおりとなっております。転用目的、転用理由といたしまして農業倉庫の設置でございます。申請人は2年前の水害で被災されまして、牛舎を申請地の奥に昨年、

再建をされ、26頭を飼育されております。申請地は牛の薬品及び農機具の刈り払い機等を保管する場所が欲しいということで申請をされております。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地となっております。農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。皆様方のご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

日程第3・議第37号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第37号 朗読

○（議長）1番について2番委員の調査報告をお願いします。

○（2番委員）それでは議第37号、農地法第5条第1項の許可申請に対する1番の調査報告を申し上げます。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑の5筆、面積は合計の991㎡でございます。権利種別は所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は建売住宅です。位置図はご覧のとおりでございます。これは4筆と1筆が道を挟んで分かれております。下の方の4筆に建売住宅を3棟建てられるということです。道上の1筆に1棟建てる計画になっております。転用目的としましては、「令和2年7月豪雨災害により人吉球磨地域で被災された方々数多くおられる状況で、何か役に立てることを考えており、以前より近隣地の建築施工をしている際に申請地に建売住宅を建築し、必要な方々に住んでいただくことができれば当社も貢献できると思い、今回の申請に至った」ということでございます。再度、位置図をご覧くださいますと、4筆の所の西側の境界線にL字のブロックを入れて盛土をするということでございます。横にはブロックで境界をするということです。道上の

1筆に対しましては周りが平地でございますので、そのまま施工するというところでございました。隣接地には十分に注意を払い工事を行うということでございます。それでは、実質審査表をご覧ください。農地の区分は第1種農地、農地の区分と転用目的、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準としまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番について7番委員の調査報告をお願いします。

○（7番委員）議第37号、農地法第5条の2番についてご報告いたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外となっております。面積は1, 141㎡となっております。権利は賃貸借です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的といたしましてメダカの養殖地の一時転用となっております。備考としましてここは第2種農地でありまして、農業振興地域内、都市計画区域外となっております。期間は令和4年8月1日から10年間となっております。この土地は山の下の方にある広がっている田んぼでありまして、排水の悪い少し悪条件の土地でありまして、長年、耕作がされておりました。今回、借受人がメダカの養殖を庭でやっておられましたが、手狭になったということで養殖をする場所を求められたということで、この土地を借り受けることになったそうです。排水や被害防除計画に対しては何らそういうものは使わないし、下には防草シートを貼り、その上に桶を並べるということで何ら薬品も使わないということでもありましたし、周りはほとんど荒れておりますので、近隣に対する被害もないようなところですので、問題はないと思います。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、その他の農地、第2種農地。農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない

い小集団の生産性の低い農地である。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番、4番につきましては、貸付人が7番委員の親族となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することが出来ません。よって、一時退席されますようお願いいたします。

（ 7番委員 一時退席 ）

○（議長）3番から4番まで続けて1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）おはようございます。議第37号、農地法第5条の3番についてご報告いたします。土地は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用外、面積は974㎡のうち465.36㎡でございます。貸付人、借受人は記載のとおりでございます。転用目的は鉄塔用地となっております。鉄塔は九州電力と違いまして、個人の鉄塔となります。場所は位置図を見ていただければ分かりますが、畑の位置は高台となっております。西間の山林で大規模太陽光発電所建設を計画しているところですが、送電線の中継するための鉄塔を建てる必要があり、申請地が最適であると判断をしたということでございます。鉄塔の順番から行けば3番目だそうです。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的といたしまして、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。以上、ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、議第37号、農地法第5条の4番についてご報告いたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用外でございます。面積

は、4筆ありまして、上から申しますと1, 929㎡のうち371.57㎡、474㎡のうち302.75㎡、108㎡のうち67.98㎡、1,775㎡のうち166.70㎡でございます。合計の909㎡となっております。貸付人、借受人は記載のとおりとなっております。転用目的は道路用地となっております。位置図は10ページをご覧ください。鉄塔用地が一番上の高台でございますので、そこまでの搬入路として使用したいということでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるため、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。皆さんのご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。3番と4番は分けて審議を行います。

3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。

（ 事務局職員に7番委員を呼びに行くよう指示 7番委員 着席 ）

○（議長）引き続き5番について1番委員の調査報告をお願いします。

- （１番委員）議第３７号、農地法第５条第１項の５番についてご報告いたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、面積は４９８㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的としまして、個人住宅となっております。貸付人、借受人は親子関係でございます。位置図は１１ページをご覧ください。図面にございますとおり、自宅へ入る所の進入路がございまして、その横が申請地でございます。周辺は貸付人の農地でございます。土地の選定理由といたしまして、申請地は本家に隣接する土地であり、借受人は農業を継承すべく農作業が出来る環境を望んでおり、今回、申請地以外を複数検討しましたが、交渉が成立せず、今回の土地選定に至ったということでございます。実質審査表の１０ページをご覧ください。農地の区分と転用目的といたしまして、申請地は第２種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、１番、３番、６番、８番は適当と判断をいたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。５番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって５番は原案可決いたしました。

日程第４・議第３８号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第４・議第３８号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が５番は４番委員、８番は４番委員と１６番委員が役員を務める法人となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和4年7月13日付で人吉市長職務代理人人吉市副市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が100,961㎡、「畑」が2,218㎡、合計の103,179㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「田」が1,944㎡ありました。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買入が1件、公社売渡が0件、合計の1件でございました。今回、農業公社が仲介します貸借関係も表に載っております。公社借入れの手続きは基盤強化法による利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸し付けの手続きについては農業公社が作成した農用地利用配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がありますので、その時に報告いたしますが、1～2か月後になる見込みです。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が14件、再設定が4件、合計の18件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります議案書に目を通す時間を5分間ほどとります。10時12分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

採決は所有権移転関係と貸借設定に分けて行います。所有権移転関係の1番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

5番と8番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の5番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の8番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第5・議第39号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第5・議第39号 朗読

- （議長）解除する農地について7番委員の調査報告をお願いします。

- （7番委員）議第39号の空き家に付属した農地の解除についてご報告いたします。所在、所有者は記載のとおりです。地目は畑で、面積は257㎡です。該当農地は5月の総会におきまして、空き家に付属した農地に指定されました。また、6月の総会におきまして農地法第3条の許可申請が可決されました。所有権移転の許可が下りましたので、今回の総会におきまして指定の解除を提案いたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第6・議第40号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第6・議第40号 朗読

○（議長）1番について23番委員の調査報告をお願いします。

○（23番委員）おはようございます。議第40号、1番の調査報告をいたします。総会議案書の9ページをご覧ください。非農地証明の（1）から（6）まで同じ方で願出人、土地の所在、地目、面積はそれぞれ記載のとおりでございます。去る7月14日の午前10時から私と5番委員、事務局で現地調査をしました。

まず（1）から（4）について報告いたします。現地は大野町の市道から東の方に行った農地です。お茶を栽培されておられましたが、長年、管理されていないため大木等は無いのもの、お茶の木が1.5mから2mまで伸び切っており、茶園としての管理が困難と判断いたしました。願出人は以前にも非農地証明願を出された方でございます。農地への復元は不可能と判断し、非農地証明書の交付については適当と判断いたしました。

次に（5）について報告いたします。大野町の市道沿いの大きなカーブに沿った農地で元はお茶を栽培されておられ、敷地内には製茶工場も建っておりますが、稼働しておりません。数本の大木もあり、お茶の木が雑木化しており、茶園としての管理は困難と判断し、非農地証明の交付については適当と判断いたしました。

最後に（6）について報告いたします。集落近くの傾斜がある市道と農道に囲まれた段々畑の状況である農地です。お茶の木を植えた形跡はありましたが、カヤが2m以上に伸びきっており、道との境には雑木もあり、農地としての復元は困難と判断し、非農地証明の交付は適当と判断いたしました。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。１番の（１）～（６）までの報告について質疑はありませんか。

○（１番委員）結構広い畑でお茶園をやっておられたと思いますが、どなたか買い手などを見つけられたことはあるのでしょうか。

○（２３番委員）現在、相良村の方も大野地区で茶園の経営をされておられますが、その方の茶園は非常にきれいで管理は行き届いております。聞いてみたところ「会社経営をしており、とてもではないが、買ってまでする威力はない」ということでした。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、１番の（１）～（６）の採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第７・議第４１号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第７・議第４１号 朗読

○（議長）では、事務局からの説明をお願いします。

○（事務局 刈田主任）事務局よりご説明をいたします。議案書１０ページの議第４１号をご覧ください。許可の取消願の一覧でございます。今回は１件でございます。被設定者、設定者、土地の所在、地目、面積については記載のとおりです。許可の取消願の理由といたしましては、当該農地について平成２０年１月２１日付けで農産物栽培施設のために転用の許可が下りたところでございますが、その後、取引先の事業者が亡くなられたということで、現在に至るまで農産物栽培施設が建設されておらず、ただ、今後も建設の予定がないということで届出をされたものでございます。以上、報告をいたします。

○（議長）ありがとうございました。この件について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第 8 ・議第 4 2 号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第 8 ・議第 4 2 号 朗読

- （議長）では、事務局から説明をお願いします。

- （事務局 刈田主任）議第 4 2 号、非農地判断の取り消しについてご説明いたします。
総会議案書の 11 ページをご覧ください。1 行目についてですが、登記地目、面積、所有者は記載のとおりです。こちらの農地については平成 29 年 12 月 25 日の総会で非農地の判断をされましたが、今回、議第 38 号の農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項に基づく農業委員会の意見決定において利用権の設定がされたことに伴い、非農地判断の取り消しをいたします。

2 行目の農地についてですが、登記地目、面積、所有者は記載のとおりです。平成 25 年 7 月 25 日の総会でこちらの農地を非農地の判断をされましたが、今回の議第 37 号の 4 番の議案にて農地法第 5 条第 1 項の許可申請がされたことに伴い、非農地判断の取り消しをいたします。以上、ご報告いたします。

- （議長）ありがとうございました。この件について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和４年度第７回人吉市農業委員会総会を閉会します。

(１０時２２分 終了)

人吉市農業委員会規則第１６条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員